

指定障害福祉サービス等事業者 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

適正な障害福祉サービス等の提供及び法令遵守の徹底について（通知）

日ごろより本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」に規定する人員基準等違反に基づく指定取消等の処分が全国的に増加傾向にある状況が報告されております。このような事態は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、市民の障害福祉に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

障害福祉サービス等は、公費（税金）や利用料を財源として運用されており、市民の信頼のうえに成り立っていることを当該事業に携わる一人ひとりが自覚して行動する必要があります。

本市におきましては、今後も不適切な運営を行う事業者に対しては、担当課である障がい福祉課はもとより、庁内関係課が連携を密にし、厳正に対処するとともに、不適切事例の未然防止に向けて早急な対応を図る必要があると認識しております。

つきましては、各事業者におかれましても、今一度いわき市基準条例等に基づいた事業運営及び適切な報酬請求がなされているかをご確認の上、法令遵守を徹底していただき、サービスの質の向上に努めていただきますようお願いいたします。

1. 法令遵守に係る取組について

(1) 自己点検について

市ホームページにて「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に関するいわき市の基準条例等を掲載しておりますので、人員・設備・運営基準を満たしているか、ご確認いただき自己点検を行ってください。

また、自己点検にあたり、厚生労働省及びこども家庭庁が自己点検の様式（標準様式）を掲載していますので、参考にしてください。

なお、自己点検の結果、介護給付費等の算定に誤りがあった場合は、過誤調整等により速やかに請求の適正化を図るようお願いいたします。

【いわき市の基準条例等の掲載場所】

●障害者総合支援法関連

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1710115066711/index.html>

●児童福祉法関連

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1712100807546/index.html>

【自己点検表の掲載場所】

●障害者総合支援法関連

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00014.html

「6. 指導監査の標準様式等」からダウンロード可能

●児童福祉法関連

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei/shidokansa>

(2) 加算の算定について

運営指導等において、加算や減算の算定要件を十分に理解せずに請求を続け、基準に適合していない状況が長期間継続していたことが発覚した結果、返還金が多額となる事案も発生しています。加算はサービス種類ごとの人員基準等を満たし、運営基準に従い適正な事業運営ができていることが前提であり、その上で各加算の算定要件を満たし、より質の高いサービスを提供した場合に請求できるものです。同様の理由により、サービス提供の前提となる各基準に適合していない場合には、報酬が減額となり、返還金の発生につながる恐れがあります。

については、本市から発出される事務連絡や集団指導資料のほか、関係法令等を各自で改めてご確認いただき、適正な運営の継続に努めてください。

【集団指導資料の掲載場所】

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1711333666457/index.html>

(3) その他

運営指導等において、行政処分に至らずとも、個別支援計画の策定が適切に行われていなかったことや、令和6年度報酬改定に伴う制度改正に適合していなかったことにより、行政処分に至らずとも報酬の返還を求める事例が頻発しています。

運営指導は3年に1回が目安とされているところですが、令和6年度報酬改定に係る制度改正もありましたことから、各基準等の再確認及び自主点検を徹底くださいますようお願いいたします。

【担当】いわき市 障がい福祉課 事業係（電話 22-7486）